

1) 総論

- 土壌診断に基づく適正な施肥管理、堆肥や緑肥等の活用による土作り、ほ場の排水性改善、土壌や培土の消毒、健全な種苗や抵抗性品種の使用、有害動植物の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、有害動植物が発生しにくい生産条件を整備する。
- ほ場内を見回り、又は必要に応じて粘着シートやフェロモントラップ等を設置し、有害動植物の発生や被害状況を把握するとともに、佐賀県が発表する発生予察情報や過去の有害動植物の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。
- 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、有害動植物の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。
- 作物の生育及び有害動植物の発生状況に合わせ、有害動植物の被害を確実に抑えながら、薬剤の散布量が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用液量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。
- 農薬散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置等、適切な飛散防止措置を講じる。
- 化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤の特性を理解し、土着天敵やミツバチなどの訪花昆虫に影響の少ない薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の活動を妨げないように努める。
- 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性又は薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- 農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- 各農作業の実施日、有害動植物の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。
- 佐賀県や農業者団体等が開催する有害動植物の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。